

## 台風 19 号被害による各種支援制度について②

### ●福島県義援金

支援の種類	給付								
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる被災者の皆様へ、以下のとおり義援金が配分されます。</li> <li>●支給対象 全壊、半壊（大規模半壊を含む）、準半壊および床上浸水、床下浸水の一部損壊</li> <li>●義援金 <table border="1"> <tr> <td>全壊</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊を含む）</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>準半壊および床上浸水</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>床下浸水の一部損壊</td> <td>12,500 円</td> </tr> </table> </li> </ul>	全壊	100,000 円	半壊（大規模半壊を含む）	50,000 円	準半壊および床上浸水	25,000 円	床下浸水の一部損壊	12,500 円
全壊	100,000 円								
半壊（大規模半壊を含む）	50,000 円								
準半壊および床上浸水	25,000 円								
床下浸水の一部損壊	12,500 円								
問い合わせ先	総務課 行政管理係 ☎(62) 2111								

### ●住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</li> <li>●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり 595,000 円 一部損壊（10% 以上 20% 未満）300,000 円。同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯とみなされます。 ※活用できる方など、詳細についてはお問い合わせください。</li> </ul>
問い合わせ先	建設課 都市整備係 ☎(62) 2118

### 総務課からのお知らせ

## 令和 2 年度 会計年度任用職員の募集について

地方公務員法および地方自治法の一部改正により、町ではこれまで臨時職員・嘱託員として募集していた業務につきましては、令和 2 年度から「会計年度任用職員」として募集します。募集の詳細につきましては、1 月上旬に回覧文書や町ホームページでお知らせします。なお、募集の締め切りは 1 月末、選考は 2 月上旬に実施を予定しています。

☎総務課 行政管理係 ☎(62) 2111

## 台風 19 号被害による各種支援制度について①

このたびの災害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。皆様の生活再建のために、町の支援制度などをお知らせいたします。災害に関する総合窓口は総務課で行っています。お気軽にお問い合わせください。

### ●罹災証明書の発行

支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家等の被害の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」です。</li> <li>●罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」などがあり、基準に基づきそれらの判定が行われます。</li> </ul>
問い合わせ先	総務課 行政管理係 ☎(62) 2111

### ●被災者生活再建支援制度

支援の種類	給付																			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li> <li>●支給額は、下記の 2 つの支援金の合計額になります。（世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 3 / 4 になります。）</li> <li>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100 万円	50 万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
支給額	100 万円	50 万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																	
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																	
問い合わせ先	総務課 行政管理係 ☎(62) 2111																			

### ●被災者生活支援特別給付金

支援の種類	給付						
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者生活再建支援法の対象とならない半壊および半壊に至らない床上浸水等を受けた世帯に対し、その速やかな生活再建を福島県と連携して支援します。</li> <li>●支給対象 半壊世帯、準半壊世帯、一部損壊世帯、床上浸水世帯</li> <li>●特別給付金 <table border="1"> <tr> <td>半壊世帯</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>準半壊世帯</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊世帯</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> </li> <li>※床上浸水世帯にあたっては、準半壊および一部損壊世帯の額に 100,000 円が加算された額</li> </ul>	半壊世帯	150,000 円	準半壊世帯	20,000 円	一部損壊世帯	10,000 円
半壊世帯	150,000 円						
準半壊世帯	20,000 円						
一部損壊世帯	10,000 円						
問い合わせ先	総務課 行政管理係 ☎(62) 2111						

## 台風19号で甚大な被害を受けた方の 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免等について

台風19号により被災された世帯を対象に、平成31年度(令和元年度)国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。

対象となるのは、次の減免基準に該当する世帯の災害救助法適用日(10月12日)から令和2年3月31日までが納期限となっている国民健康保険税と後期高齢者医療保険料です。該当世帯の方は町民生活課国保年金係までお問い合わせください。減免基準は次のとおりです。

### ▼主たる生計維持者の居住する住宅に損害があった場合

損害程度	減免の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上に該当する場合を除く	2分の1

※申請には罹災証明書(写しでも可)の添付が必要です。

### ▼主たる生計維持者の収入減少など

事由	減免の割合												
主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入の減少が見込まれ、次の①から③までの要件全てに該当する場合。	次の表1で算出した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額。 【表1】 対象保険税(料)額 = A × B / C A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税(料) B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額 C：当該世帯の前年の合計所得金額 【表2】												
①事業収入等のいずれかの収入の減少額(注1)が、前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
前年の合計所得金額		減免の割合											
300万円以下		全部											
400万円以下	10分の8												
550万円以下	10分の6												
750万円以下	10分の4												
1,000万円以下	10分の2												
②平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。													
③減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。													
注1：保険金、損害賠償等により補填される金額を除きます。													

※申請には税務署へ提出する廃業・休業届の写し、または前年度と今年度の収入が確認できる書類等が必要です。

町民生活課 国保年金係 ☎(62)2114

## 介護保険

台風19号で甚大な被害を受けた方の介護保険料の減免等について

台風19号により被災された方を対象に、介護保険料を減免する制度があります。

減免対象となる介護保険料は、平成31年度(令和元年度)分の保険料で、災害救助法が適用された日(10月12日)から令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料または同期間に特別徴収される保険料となります。該当する方は保健福祉課高齢者福祉係までお問い合わせください。

減免基準は次のとおりです。  
▼主たる生計維持者の居住する住宅に損害があった場合など

損害程度	減免の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※右に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で町が決定した額

## 水道

### 冬期間の水道料金は推 定料金を徴収します

冬期間は積雪により水道メーターの検針が困難であるため、一部を除き認定(推定)料金での徴収になります。(下水道使用料も同様)

期間は1月から4月分までの4カ月間です。この期間は10月から12月分の使用水量(または前年度実績水量)の平均を認定(推定)料金として徴収します。実際に使用された分との差額は、4月下旬からの水道メーターの検針結果に基づき、5月以降の料金で精算します。

冬期間に凍結などによる漏水があった場合、5月精算料金が過大になりますので、給水装置の管理には十分注意してください。

### ▼問い合わせ先

上下水道課 水道管理係  
☎(62)5622

## 閲覧

### 地籍図・字限図の 閲覧休止について

令和元年中の分筆や合筆などの土地異動を反映するため、次の期間は地籍図・字限図が閲覧できなくなります。

▼閲覧休止期間  
2月3日(月)～3月13日(金)

▼問い合わせ先  
税務課 賦課係  
☎(62)2113

## 償却資産

### 償却資産の申告時期 です。お持ちの人は お忘れなく

令和2年1月1日現在で、あなたが事業のために所有している構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具・農機具(自動車税や軽自動車税が課税されている車両を除く)、工具、器具備品などは、償却資産として固定資産税の課税対象になります。昨年、申告していただいた人や所有が確認されている人に

## お知らせ

### 森林の適切な経営 管理が求められます

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や降水の貯留機能・雨水の浄化などへの影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、平成31年4月から

「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。町では今年度から意向調査を実施し、森林の適切な管理を進めていきます。

### 「森林経営管理制度」とは

森林を適切に経営や管理していくために

- ①森林所有者の皆さんが所有している森林を適切に経営や管理しなければいけないことを明確化しています。
- ②森林が適切に経営管理されていない場合、町では森林所有者の皆さんに今後の森林の経営や管理についての意向を調査します。
- ③森林所有者の皆さんが自ら経営や管理を続けることが難しい場合には、町は森林所有者の皆さんとご相談をし、必要に応じて今後の経営管理の計画を定め、計画を実施するための権利を町等に設定(経営管理を委託)していただきます。
- ④町は、森林の経営管理を実施するため、林業経営者に経営を再委託するか、町が直接管理します。

### ▼問い合わせ先

農林課 農林整備係  
☎(62)2116

## 選挙

2月16日は猪苗代町  
議会議員一般選挙の  
投票日です



猪苗代町議会議員一般選挙を次のとおり執行します。私たちにとって最も身近で、皆さんの生活に直接関係する選挙です。選挙は、私たちの「生の声」を政治に反映させる最大のチャンスです。日々の暮らしを良くするための大事な意思表示の場でもあります。棄権しないで投票しましょう。

- ▼告示日 2月11日(火)
- ▼選挙期日 2月16日(日)
- ▼投票時間  
午前7時～午後6時

今回の選挙は、町内のすべての投票所で、投票できる時間が午後6時までとなります。

▼投票できる人  
投票できる人は、選挙人名簿に登録され、次の要件を備えている人です。

○国籍・年齢要件  
平成14年2月17日までに生まれ、日本国籍を持つ人

○住所要件  
令和元年11月10日までに転入の届出をし、引き続き町内に住んでいる人

▼期日前投票  
投票日に仕事や旅行、入院など、やむを得ない理由のため投票所に行くことができない場合は、期日前投票をすることができます。

- 期間 2月12日(水)～2月15日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時まで
- 場所 役場1階市民ホール(正面玄関右)
- 持参する物 入場券
- 不在者投票  
仕事や旅行などで選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ町選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、指定病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で不在者投票ができます。あらかじめ当該施設などにお尋ねください。

▼開票  
午後7時45分から町総合体育館(カメリーナ)で行います。開票会場にお越しの際は、必ず上履きを持参してください。

▼立候補届出  
猪苗代町議会議員一般選挙に立候補するためには、本町に選挙権がある満25歳以上の人で、次の規定に違反しないことが条件です。

- ・重複立候補の禁止
- ・被選挙権のない人の立候補禁止
- ・選挙事務関係者・公務員の立候補制限
- 日時 立候補届出は2月11日(火)の1日だけです。受付時間は午前8時30分～午後5時です。
- ※選挙運動期間は、2月11日(火)～15日(土)の5日間です。

▼立候補予定者説明会  
立候補予定者説明会を次の日程で開催します。

- 日時 1月16日(木) 午後1時30分
- 場所 役場3階正庁
- 対象者 立候補予定者もしくはその代理人 3人以内
- 内容 立候補の手続き、選挙運動の注意事項など
- その他 立候補の届出に必要な書類をお渡しします。

▼問い合わせ先  
町選挙管理委員会事務局  
☎(62) 2111

## 児童クラブ

令和2年度放課後児童  
クラブ登録児童募集

放課後児童の生活支援や学校長期休業中の余暇支援を集団で行う学童保育(児童クラブ)の来年度の登録児童を募集します。

- ▼対象児童  
①町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童
- ②留守家庭の児童
- ▼開設場所と定員  
(別表1のとおり)

別表1

児童クラブ名	開設場所	定員
猪苗代第1・第2児童クラブ	猪苗代小学校敷地内	80人程度
翁島児童クラブ	翁島地区コミュニティセンター	40人程度
千里児童クラブ	千里地区コミュニティセンター	40人程度
緑児童クラブ	月輪地区コミュニティセンター	40人程度
長瀬児童クラブ	旧長瀬連絡所	40人程度
吾妻児童クラブ	吾妻小学校内いこいのスペース	40人程度

### ▼開設時間

- ①月曜から金曜の平日 放課後～午後6時
- ②土曜日、学校長期休業中、学校振替休日(運動会による振替休日など) 午前8時～午後6時

### ▼支援内容

- 生活や余暇の支援
- ▼経費  
①負担金 月額2千円(減免規定があります)
- ②その他  
・教材費 月額1千円  
・傷害保険料 月額1千円程度  
・おやつ代金 実費分

### ▼受付期間

1月4日(土)～1月31日(金)

### ▼申込方法

保護者の希望による登録制です。利用申請書により、各児童クラブまたは保健福祉課へ申し込んでください。

負担金は、利用申請者の指定する口座からの引き落としとなります。初めて登録する人は取引金融機関(銀行、J.A、郵便局)に口座振替依頼書を提出し、引き落としの手続きをしてください。

▼問い合わせ先  
利用申請書および口座振替依頼書は、各児童クラブ、保健福祉課、中の沢保育所、各こども園に備え付けてあります。

## 案内

新年あいさつ交歓会を  
1月6日に開催します

年頭にあたり、さらなる町政伸展を誓うため「新年あいさつ交歓会」を開催いたします。どなたでも予約なしで、ご参加いただけます。

### ▼開催日時

- 1月6日(月) 午前11時30分～
- ▼開催場所 町役場3階 正庁
- ▼会費 500円
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111

## 相談

行政相談委員に  
相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝い

## 統計

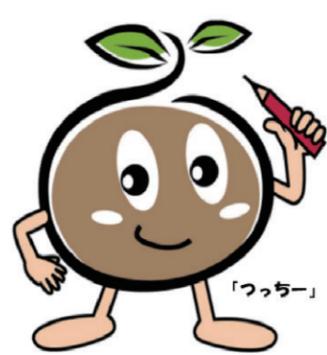
2020年農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、令和2年2月1日現在で全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2020年農林業センサス」を実施します。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和2年1月中旬から農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いいたしますので、ご協力をお願いします。

- ▼問い合わせ先 企画財務課 企画調整係  
☎(62) 2112



をします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

### ▼開催日時

- 1月15日(水)、2月19日(水) 午後1時から午後3時まで
- ▼場所 町役場3階 日本間
- ▼その他 相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111



宮澤 重正さん (下館) ☎(66) 3995

人権擁護・行政相談  
委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律について、この機会にぜひご相談ください。

### ▼開催日時

- 2月7日(金) 午前10時から午後3時
- ▼場所 町役場3階 第4委員会室
- ▼その他 相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係  
☎(62) 2111